

第3 設問4 事例2 小問1 答案例

1 1 本件書面は、「公判期日における供述に代えて書面を証拠と」する場合す
2 なわち伝聞証拠に当たり、証拠能力が認められないのではないか（伝聞法
3 則、刑事訴訟法320条1項）。

4 2 伝聞証拠とは、①公判廷外の供述を内容とする証拠で、②内容の真実性を
5 立証するためのものをいい、要証事実との関係で決まる解する。

6 本件についてみると、①本件書面は、公判廷外のVの供述を内容とする証
7 拠に当たる。②Aは、Vを包丁で刺して殺害したとして殺人罪で起訴されて
8 いるところ、否認している。つまり、争点は、犯人性である。また、本件書
9 面には「私を包丁で刺したのはAです」との内容が記載されており、立証趣
10 旨は「Aが包丁でVを刺したこと（被害状況）」である。したがって、本件書
11 面の要証事実は、Aが包丁でVを刺したことであるといえる。つまり、本
12 件書面は、内容の真実性を立証するためのものに当たる。

13 よって、本件書面は、伝聞証拠に当たり、証拠能力が認められないのが原
14 則である。

15 3 では、321条1項3号の伝聞例外が適用されるか。

16 「被告人以外の者が作成した供述書」（321条1項柱書）について、V
17 は「被告人」 A「以外の」に当たる。また、本件書面は「供述書」に當た
18 る。したがって、当該要件に当たる。

19 「供述者が死亡」したため「公判期日において供述することができず」
20 （321条1項3号本文）について、Vは死亡しているから、当該要件に當
21 タる。

22 「供述が犯罪事実の存否の証明に欠くことができない」について、「犯罪
23 事実の存否の証明に欠くことができない」とは、証拠とするか否かによって
24 事実認定に著しい差異を生じさせる可能性があることをいう。本件について
25 みると、本件書面以外、Aの犯行を裏付ける証拠は見当たらない。つまり、
26 本件書面を証拠とするか否かによってAの犯行という事実認定に著しい差異
27 を生じさせるといえる。したがって、当該要件に当たる。

28 「供述が特に信用すべき情況の下にされた」（絶対的特信情況、321条
29 1項3号ただし書）について、「特に信用すべき情況」とは、当該供述を信
30 用すべき供述時における外部的付随事情をいい、供述内容は、当該事情を推

31 知するための判断資料として用いることができる。本件についてみると、V
32 は、死亡する以前に、本件書面を書いていている。つまり、死に直面した者があ
33 えて虚偽の事実を記載する合理的理由はないから、書面作成時の状況は、真
34 実を供述することが通常であるといえる。したがって、当該要件に当たる。

35 よって、上記伝聞例外が適用される。

36 4 以上より、本件書面は、伝聞証拠に当たるもの、証拠能力が認められ
37 る。

38 以上

39

40

41

42

43

44

45

46

47

48

49

50

51

52

53

54

55

56

57

58

59

60